

答申 第 282 号
平成20年8月21日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年12月5日付け健福第5243号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第372号

平成19年5月24日付けで異議申立人から提起された、平成19年3月26日付け健
福第732号の5で行った行政文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成19年3月26日付け健福第732号の5で行った行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は健康福祉部の幹部及び地域振興担当部長らの山武地域医療問題について、重大な県の意向を地元首長等関係者に伝えるために行われた旅行に係るもの内、公金の支出に係る文書を求めたものである。高速道路通行時に支出した料金の支出元が明示されていないため、支出の明細がわからない。異議申立人はいわゆる井勘定をしているのではないかとの疑念を持つ。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立人は、どういう支出が庁内でされているのか経緯、内容のわかる文書が開示されていないと主張する。

通常旅行（出張）した場合の手続としては、職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第7号。以下「旅費に関する条例」という。）第4条第1項の規定により旅行命令権者等の発する旅行命令等により旅行（出張）し、旅費に関する条例第12条第1項の規定により、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払いをする者に提出し、旅費の支給を受けることになっている。

これらの様式及び記載事項については、旅費に関する条例第4条第5項（旅行命令簿等）及び同条例第12条第4項の規定に基づき定められた職員の旅費に関する規則（昭和29年人事委員会規則第2号。以下「旅費に関する規則」という。）第4条第1項（旅行命令（依頼）簿）及び第2項（旅費請求書）に規定されているところである。

2 平成16年4月1日以降は、旅費に関する規則第4条第5項の規定により、庶務事務処理システム（情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであって、人事委員会が定めるものをいう。）に第1項の規定による旅行命令簿等の記載事項を入力する画面をもって、同項の旅行命令（依頼）簿に代えることができ、第6項の規定により、庶務事務処理システムへ第2項の規定による普通旅費に係る請求書の記載事項を入力する画面をもって同項の旅費請求書に代えることができることと

なり、職員は、この庶務事務処理システムにより旅費事務を行っているところである。

庶務事務処理システムにより旅費事務を行う場合は、職員が旅行命令簿等の記載事項を入力し、旅行（出張）終了後請求書の記載事項を入力する。この入力に基づき総務ワークステーションで会計ごとの支出伝票により各職員に旅費を支払っている。

- 3 上記のとおり県の旅費事務は平成16年度以降庶務事務処理システムにより行っており、公金を支出した書類としては、総務ワークステーションで起票した(1)支出負担行為支出伝票以外に存在せず、請求の時期により支給月が2月と3月に分かれているため2月分と3月分を開示したところである。

また、庶務事務処理システムにより旅費事務を行っていることから、旅費計算の根拠となるものは(2)関係職員旅行命令データ一覧以外にないことから、(1)支出負担行為支出伝票（以下「本件文書1」という。）及び(2)関係職員旅行命令データ一覧（以下「本件文書2」といい、本件文書1及び本件文書2を併せて以下「本件文書」という。）を特定し開示したところである。

- 4 以上のとおり、旅費に係る支出については庶務事務処理システムにより一括処理しており、開示請求に係る行政文書については、全て開示しているところである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- 1 本件請求及び本件異議申立てについて

異議申立人は、平成19年2月22日付けで「2007年1月24日に〇〇〇〇地域振興担当部長、及び健康福祉部長以下数名の職員が、山武地域の医療問題にかかわって当該地域自治体首長を含む職員と面談するために旅行したことに係る次の情報（旅先で合流した場合も含む）4、公金の支出を証明する情報」について行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し、実施機関が本件決定を行ったところ、平成19年5月24日付けで異議申立てがされたものである。

- 2 本件決定について

- (1) 本件文書について

本件文書1は、精算旅費に係る「支出負担行為支出伝票」とその添付書類である「精算旅費内訳書」、「旅費・報酬・賃金等予算仮差引結果リスト」及び証拠書類添付用紙に添付された千葉東金道路の「利用証明書」で構成されている。

また、本件文書2は、本件請求に係る旅行についての情報を用紙に出力したものである。

- (2) 本件文書の特定について

異議申立人は、異議申立書で「高速道路通行時に支出した料金の支出元が明示されていないため、支出の明細が分からない」と主張しており、本件文書以外の行政文書を求めているものと考えられる。これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書については、すべて開示していると説明していることから、以下、本件文書以外の本件請求に係る行政文書の存否について検討する。

ア 実施機関は、本件文書を特定したことについて、県の旅費事務は平成16年度以降庶務事務処理システムにより行っており、公金を支出した書類としては、総

務ワークステーションで起票した本件文書1以外にないと説明し、また、旅費計算の根拠となるものは、本件文書2以外はないと説明する。

イ 職員の旅行は、旅費に関する条例の規定に基づき旅行命令権者等の発する旅行命令等によって行われ、旅費の請求は、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該旅費の支払いをする者に提出することにより行う。なお、これらの事務に関して、旅行命令簿及び旅費請求書の様式並びに添付書類が、旅費に関する規則に定められている。

ウ しかし、平成16年4月1日以降は、旅費に関する規則第4条第5項及び第6項の規定により、庶務事務処理システムを利用して旅費の請求を行う際には、旅行命令簿及び旅費請求書の記載事項を入力する画面をもって、旅行命令簿及び旅費請求書に代えることができるものとされたので、職員が旅行する際の根拠となる旅行命令簿等及び旅費請求書は紙の文書としては存在せず、必要に応じて画面に入力された情報を用紙に出力している。

エ 実施機関に確認したところ、本件文書2については、対象となる日及び対象となる職員の職・氏名を特定し、旅費計算の根拠となる情報を出力したとのことであった。

また、旅費の支払いについては、千葉県組織規程（昭和32年規則第68号）第11条の2の規定により、総務ワークステーションで支給額の確認及び支給手続に関する事務をまとめて行うものとされており、本件請求に係る公金を支出した書類としては本件文書1以外に存在しないものと認められる。

オ 以上のことから、実施機関は、本件文書のほかに開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないものと判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、高速道路通行時に支出した料金の支出元が明示されていないため、支出の明細がわからない、井勘定をしているのではないかとの疑念を持つと主張する。

しかしながら、本件文書に添付された高速道路通行時の利用証明書は、本件文書の記載内容から、本件請求に係る旅行の際の証拠書類であることは明らかである。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
19. 12. 5	諮問書の受理
20. 2. 8	実施機関の理由説明書の受理
20. 5. 27	審議 実施機関から口頭理由説明の聴取
20. 6. 24	審議
20. 7. 29	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成20年7月29日現在)